

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金交付要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和7年5月2日付7文科初第449号一部改正）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給付金 奨学のための給付金をいう。
- 二 法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- 三 国交付要綱 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。）をいう。
- 四 国通知 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和7年5月2日付7文科初第449号通知）をいう。
- 五 県規則 群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）をいう。
- 六 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部及び私立の学校を除く。）をいう。
- 七 高校生等 前号に規定する高等学校等の生徒等（法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者（以下「学び直し支援金対象者」という。））をいう。
- 八 保護者等 前号に規定する高校生等の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）のうち群馬県内に住所を有する者をいう。
- 九 申請者 前号に規定する保護者等のうち給付金の給付を受けようとする者をいう。
- 十 システム ぐんま学び支援給付システムをいう。

(目的)

第3条 この給付金は、保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、予算の範囲内において給付金を給付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付額)

第4条 給付額は、7月1日を支給の基準日として、別記1（1）に定める給付対象世帯の区分に応じ、次に定める額とする。

（1）生活保護受給世帯

高校生等一人当たり 年額 32,300 円

(2) 非課税世帯（前号に該当する場合を除く。）

ア 高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程並びに専修学校の高等課程及び一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の高校生等一人当たり 年額 143,700 円

イ 通信制の高校生等一人当たり 年額 50,500 円

(3) 家計急変による非課税相当世帯（第1号又は第2号に該当する場合を除く。）

第2号の単価を用いる。

ただし、7月2日以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切捨て）に応じて算定した金額を給付する。

なお、給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

2 新入学時に限り、前倒し給付を希望する者から申請があった場合は、4月1日を支給の基準日として、一部を前倒し給付することができる。

(1) 前倒し分の給付額

4月1日現在の生業扶助の措置状況又は前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき、4～6月分に相当する金額（前項第1号又は第2号の給付額に四分の一を乗じた額。小数点以下を切捨てとする。）を給付する。

(2) 前倒し給付を行った場合の7～3月分相当額

7月1日現在の生業扶助の措置状況又は当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた金額を給付する。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

なお、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した結果、7～3月分相当額について、給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変した旨の申請があった場合は、家計急変世帯として対象とすることができる。この場合、7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回らない限り、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切捨て）に応じて算定した金額から4～6月分相当額を差し引かないものとする。

3 災害等に起因する給付額の加算

着用を義務付けられている制服が災害等（令和7年1月1日以降に発生した地震、豪雨等の自然災害のほか、火災等による被害で、文部科学省が認めるものをいう。）により喪失又は毀損し、再度、制服の購入が必要である者のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対しては、給付額に64,800円を加算して給付することができる。

(1) 給付金の給付認定を受けた者。ただし、前倒し給付のみを受けた者及び基準日において生活保護受給世帯である者を除く。

(2) 基準日（基準日の翌日以降に災害等が発生した場合は、加算申請のあった月の翌月の1日。ただし、災害等が発生した日が加算申請のあった月の1日の場合は、加算申請のあった月の1日。）において、公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、県内に住所を有する者。

（給付の回数）

第5条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数上限とする。ただし、学び直し支援金対象者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制

の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで) 給付を受けることができる。

(1) 全日制の高校生等一人につき年1回、通算3回

(2) 定時制及び通信制の高校生等一人につき年1回、通算4回

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する加算額の給付は、災害等につき1回に限り受けることができる。

3 前条第2項に規定する前倒し給付を行い、年1回の給付を4～6月相当額と7～3月相当額に分割して2回給付する場合の回数は、1回として取り扱うものとする。

(県内高校生等の保護者等の給付申請)

第6条 県内の高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等のうち、給付金の給付を受けようとする者(以下「県内校申請者」という。)は、群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請しなければならない。

2 申請は、システムを利用したオンライン申請又は申請書提出によるものとし、次の各号によるものとする。

(1) オンライン申請による場合は、毎年度9月末日まで(7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯の申請者については、毎年度1月末日まで)に別記2に定めるオンライン提出物をシステム上で提出しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日までに提出するものとする。

(2) 申請書提出による場合は、当該高校生等が在学する高等学校等の校長(以下「校長」という。)が定める日までに、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書」(様式第1号)及び別記3に定める証明書類等(以下「申請書等」という。)を校長に提出しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日までに提出するものとする。

(3) 第4条第2項に規定する前倒し給付を希望する者は、毎年度5月25日(25日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日とする。)までに申請しなければならない。申請書提出による場合は、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書(前倒し申請)」(様式第1号の2)及び別記3に定める証明書類等(以下「前倒し申請書等」という。)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、次の期日までに申請内容・証明書類等をシステムに登録しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日までに登録するものとする。

(1) 前項第2号の規定により申請書等を受け付けたとき

毎年度9月末日まで(7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯の申請については、毎年度1月末日まで。)

(2) 前項第3号の規定により申請書等を受け付けたとき

毎年度5月末日まで

4 秋入学等7月以降に入学することが定められている高等学校等に、7月以降に入学した高校生等のいる県内校申請者は、教育長が別に定める日までに申請するものとする。

5 第4条第3項に規定する加算を受けようとする者は、第2項のほか、別記4に定める書類を提出しなければならない。

(県外高校生等の保護者等の給付申請)

第7条 県外の高等学校等(以下「県外校」という。)に在学する高校生等のいる保護者等のうち給付金の給付を受けようとする者(以下「県外校申請者」という。)は、システムを利用したオンライン申請又は申請書提出の方法で、次の各号により、教育長に申請しなければならない。

(1) オンライン申請による場合は、毎年度9月末日まで(7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯の申請者については、毎年度1月末日まで)に別記2に定めるオンライン提出物に加え、校長が発行する「在学証明書」をシステム上で提出しなければならない。

(2) 申請書提出による場合は、前条第2項第2号に定める申請書等に、校長が発行する「在学証明書」を添えて、毎年度9月末日まで(7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯の申請者については、毎年度1月末日まで)に郵送等により直接教育長に提出しなければならない。ただし、次号の前倒し給付の場合を除き、当該県外校が埼玉県又は栃木県に所在する場合は、高校生等が在籍する高等学校等の校長を通じて提出するものとする。

(3) 第4条第2項に規定する前倒し給付は、毎年度5月25日(25日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日とする。)までに申請しなければならない。申請書提出による場合は、前倒し申請書等に、当該高校生等が在学する高等学校等の校長が発行する「在学証明書」を添えて、郵送等により直接教育長に提出しなければならない。

2 前条第2項第1号ただし書、第2号ただし書、前条第4項及び前条第5項の規定は、県外校申請者の給付申請について準用する。

(給付資格の認定及び給付額の決定)

第8条 教育長は、第6条及び第7条のオンライン申請データ又は申請書等に基づき、別記1(3)により、給付金の給付資格の有無を認定するとともに、給付額を決定する。

2 教育長は、給付資格の認定及び給付額の決定結果について、次の各号のとおり通知する。

(1) 申請者に対して

システムを利用したメール通知若しくは給付決定通知書(様式第2号、様式第2号の2)又は不給付決定通知書(様式第3号、様式第3号の2)を郵送等することにより通知する。

(2) 第6条第2項の規定により申請書等を受け付けた校長に対して

システム又は書面により通知する。

(3) 前条第1項ただし書の規定により申請書等を経由した校長に対して

書面又は電子メール等により通知することができる。

(給付の方法等)

第9条 教育長は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対し、原則として教育長が定める期日に給付金を給付する。

2 前項の規定による給付は、金融機関預貯金口座(以下「口座」という。)への振込の方法による。

3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、認定者から、校長への委任状(様式第4号の1)が提出された場合には、校長が給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる。また、委任状(様式第4号の2)が提出された場合には、認定者が指定する受任者名義の口座へ振り込むこととする。

(不正利得の返納)

第10条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、給付金の給付資格の認定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、その旨を当該認定者に書面により通知する。

(1) 不正、虚偽、その他不適当な申請を行った場合

(2) その他給付することが適当でないと教育長が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第11条 教育長及び校長は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法等について、高校生等及び保護者等のプライバシーに特段の配慮をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

(令和2年度における給付額の特例)

- 2 令和2年度においては、第4条第2号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。
- 3 令和2年度においては、第4条第3号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額を給付する。
- 4 令和2年度においては、第9条第3項の「校長」を「校長又は群馬県」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(令和2年度における定義の特例)

- 2 令和2年度においては、第2条第3項の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日付2文科初第393号通知）」を「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日付2文科初第393号通知）及び令和2年度高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。
- 3 令和2年6月25日施行附則第2項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 4 令和2年6月25日施行附則第3項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額（7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切り捨て）に1,000円を乗じた額）及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の別途定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。

(1) 通信制以外の高校生等一人当たり 26,100円

(2) 通信制の高校生等一人当たり 12,000円

(3) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、二人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の、通信制以外の高等学校等に通う高校生等一人当たり 12,000円

（注）通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て（2）の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て（3）の単価を用いる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別 記

1 給付資格

(1) 給付対象世帯の区分

世帯区分は、次のとおりとする。ただし、認定に当たっての基準日である当該年度の7月1日（7月2日以降に家計が急変した、家計急変による非課税相当世帯については、家計急変の発生した月の翌月（家計が急変した日が1日である場合は、家計が急変した月）の1日とし、秋入学等7月以降に入学することが定められている高等学校等に、7月以降に入学した高校生等のいる申請者については、教育長が別に定める日とする。以下「基準日」という。）現在、保護者等が群馬県内に住所を有する世帯に限る。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が基準日現在、措置されている世帯をいう。

イ 非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

ウ 家計急変による非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯をいう。

（イに該当する場合を除く。）

(2) 対象高校生等の範囲

第2条第7号の高校生等のうち、基準日現在、高等学校等に在学している者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者

イ 基準日現在、休学している者（ただし、短期間の休学等であって、校長が進級できると判断した者を除く。）

ウ 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のうち、履修する単位の登録を行っていない者。

(3) 給付要件

世帯の区分ごとの要件は、次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面により証明されていること。

イ 非課税世帯

① 当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円であること。

※実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

- ② 生業扶助が措置されていないことを誓約していること。

ウ 家計急変による非課税相当世帯

- ① 家計急変発生後1年間の収入（所得）見込額を推計し、保護者等それぞれの収入（所得）見込額が以下のとおりであること。

扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
扶養親族等なし	1,000,000 円以下	450,000 円以下
扶養親族等1人（寡婦又は寡夫を除く）	1,704,000 円未満	1,120,000 円以下
扶養親族等1人（寡婦又は寡夫）	2,044,000 円未満	1,350,000 円以下
扶養親族等2人	2,216,000 円未満	1,470,000 円以下
扶養親族等3人	2,716,000 円未満	1,820,000 円以下
扶養親族等4人	3,216,000 円未満	2,170,000 円以下

※給与収入のみの場合は収入見込額、それ以外（自営業や給与以外にも収入がある場合等）は、所得見込額で判断する。

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

- ② 生業扶助が措置されていないことを誓約していること。

2 オンライン提出物

オンライン申請による申請者は、システムを利用してマイナポータルから取得した自己情報及び必要な添付書類をオンラインで提出しなければならない。

(1) 生活保護受給世帯

ア 自己情報

生活保護（生業扶助）の受給に係る情報

イ 添付書類

- ①申請者名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類を撮影した画像ファイル（申請者以外の者（校長を除く。）を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類を撮影した画像ファイル）

※ 預貯金口座が確認できる書類は、金融機関名、本支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるもの。

- ②申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合は、委任状（様式第4号の1又は同号の2）

(2) 非課税世帯

ア 自己情報

保護者等全員の当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の道府県民税及び市町村民税課税に係る情報

イ 添付書類

- (1) イに同じ。

(3) 家計急変による非課税相当世帯

(2) に加え、次の添付書類。

ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類を撮影した画像ファイル

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

イ 保護者等全員の家計急変後の収入(所得)見込を証明する書類を撮影した画像ファイル

例) 会社作成の給与見込証明書(会社による証明ができない場合は、直近の給与明細

3ヶ月以上)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等

3 証明書類等

申請書提出による申請者は、次の添付書類をあわせて提出しなければならない。

(1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護受給証明書(生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの)

イ 申請者名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類の写し(申請者以外の者(校長を除く。)を受取人(受任者)とする場合は、その受取人(受任者)名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類の写し)

※ 金融機関預貯金口座が確認できる書類の写しは、金融機関名、本支店名・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)が確認できるもの。

ウ 申請者以外の者を給付金の受取人(受任者)とする場合は、委任状(様式第5号の1又は同号の2)

(2) 非課税世帯

ア 保護者等全員の当該年度(ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。)の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書(扶養親族等の記載の省略がされていないもの)、特別徴収税額決定・変更通知書の写し(ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可)、納税通知書の写しのいずれか1つ

イ (1)イ及びウに同じ。

(3) 家計急変による非課税相当世帯

ア (2)に同じ。

イ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

ウ 保護者等全員の家計急変後の収入(所得)見込を証明する書類

例) 会社作成の給与見込証明書(会社による証明ができない場合は、直近の給与明細3ヶ月以上)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等

4 加算に係る書類(第4条第3項関係)

ア 災害等に起因する給付額加算申請書 兼 学校証明書(様式第5号)

イ 被災したことを証明する書類(罹災証明書等)